

菊陽町 AI-OCR ライセンス導入業務 受託者公募実施要領

1 目的

この要領は、「菊陽町 AI-OCR ライセンス導入業務」に係る契約の相手方となる候補者を選定する公募型プロポーザルに参加する事業者を公募するために必要な事項を定める。

2 業務名

菊陽町 AI-OCR ライセンス導入業務

3 業務概要

別添仕様書のとおり

4 業務期間

契約書に定める日から36か月（長期継続契約）

稼働予定：令和8年3月1日から令和11年2月28日まで

5 事業費上限額（①と②のいずれの金額も満たす）

① 契約期間総額 4,334,000円（消費税及び地方消費税を含む）

② 導入初年額（契約に定める日から1年間）

2,486,000円（消費税及び地方消費税を含む）

6 日程

内容	期日等
参加表明書提出期間	令和7年12月26日（金）～ 令和8年1月16日（金）午後5時
質疑受付期間	令和7年12月26日（金）～ 令和8年1月9日（金）午後5時
質疑回答日	令和8年1月14日（水）
企画提案書等提出期限及び 参加表明書取下げ期限	令和8年1月20日（火）午後5時
プレゼンテーション順通知 （一次審査結果通知）	令和8年1月22日（木）
プレゼンテーション	令和8年1月26日（月） 午前9時30分から午後3時30分まで
審査結果通知	令和8年1月30日（金）予定

7 プロポーザル実施要領

(1) 参加意思の表明

- ① プロポーザルへの参加を希望する事業者は、1月16日（金）午後5時までに、8（1）で示す必要書類を次のURLから登録すること。

<https://logoform.jp/form/X72Q/1368521>

なお、一度登録された企画提案書等の再提出は、期限内であれば可能とする。その場合、最後に提出されたものを正とし、提出済みのものとの組み合わせはできないものとする。

- ② 本実施要領及び仕様書に質疑がある場合は、1月9日（金）午後5時までに事務局へ電子メールにて提出すること（様式は任意。提出者名と業務名を記載し、箇条書きで記載）。なお、質疑を提出する場合は、質疑提出前に、①のURLから参加表明書を登録しておくこと。参加表明書のない質疑は受け付けない。質疑回答後に参加を取り下げてもペナルティは発生しないこととするが、任意の様式の辞退届に理由（「質疑回答〇番を満たせないため」等）を明記してメールで提出すること。

- ③ 応募できる法人は、次の全てを満たす者とする。

ア. 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。

イ. 菊陽町工事等請負・委託契約に係る指名停止等の措置要領（平成8年菊陽町要領第3号）による指名停止を受けていないこと。併せて、他の地方公共団体による指名停止もを受けていないこと。

ウ. 菊陽町が締結する契約等からの暴力団等の排除措置要綱（平成22年菊陽町要綱第29号）第3条第1項各号の規定に該当しないこと。

エ. 地方公共団体における同様の業務の導入実績があること（元請・下請けを問わない）。

オ. ISO/IEC27001（ISMS：情報セキュリティマネジメントシステム）またはJISQ15001（プライバシーマーク制度）の認証を取得していること。

カ. 少なくとも、企画提案書等の提出期限（1月20日）からプレゼンテーション実施日（1月26日）までの期間、トライアル環境を提供できること。

(2) プロポーザルの実施と採点方法

- ① プロポーザルの実施日時は、次のとおり。

1月26日（月）午前9時30分から午後3時30分で実施を予定しており、事業者ごとに時間を指定する。プレゼンテーションは1社あたり説明及びデモンストレーション50分、質疑10分以内とする。なお、急を要する事情その他の事情により、日程を変更する場合もある。

- ② プレゼンテーションの場所は菊陽町役場とする。なお、現地での説明者とは別に説明する者がオンラインで参加しても構わないこととするが、通信環境は参加者で用意すること。
- ③ 応募者が4者以上あった場合は、⑦の採点基準に応じて、提案資料による一次審査を事務局にて実施することとし、その結果は1月22日(木)までに通知する。
- ④ プレゼンテーションで利用する企画提案書は事前に提出したものとし、改変しないこと。
- ⑤ デモンストレーションについては、デモシナリオに沿ってデモサンプルを用いて実施すること。帳票定義については、事前に設定を行ってもよい。デモサンプルについては、1月9日(金)にデータをHPで公開する。

○デモシナリオ

ア. 帳票項目定義

帳票の読み取り項目定義作業を実演する。

なお、デモ用環境において事前に項目定義を行っている場合は、新規に当該定義を作成する手順を画面操作を交えて具体的に解説すること。

イ. 取り込み・読み取り実行

デモサンプルをまとめて取り込み・読み取り(認識)実演すること。

ウ. 確認・修正

画面構成及び操作方法が分かるよう確認・修正作業を実演すること。

エ. CSV出力

修正後の読み取り結果をCSV形式で出力する実演を行うこと。

なお、出力項目の並び替え、値の置換及びデータ加工等を行う際の手順について、概要を説明すること。

- ⑥ 採点は、事務局及び菊陽町 AI-OCR ライセンス導入業務プロポーザル審査委員会が行う。
- ⑦ 価格の採点は、見積書による価格比較により行う。見積書の宛名は「菊陽町長 吉本孝寿」、件名は「菊陽町 AI-OCR ライセンス導入業務」とすること。
- ⑧ 採点基準は別表のとおり。

(3) 優先交渉権者の決定方法

予算の範囲内で高得点であった者から優先交渉権者を決定する。

(4) 結果通知

結果は、事業者にもメール及び書面にて順位及び得点を通知する。

8 提出書類

(1) 7 (1) ①の必要書類は、次のとおり。

- ① 参加表明書（様式1）
- ② 会社概要（様式2）
- ③ AI-OCR 導入実績調書（様式3）（過去3年以内で地方公共団体に導入し、現在も運用継続しているもの。新しいものから最大10件）
- ④ 企画提案書（様式は任意、PDF又はMS Office形式）
- ⑤ 対応要件一覧表（様式4）

対応可否の欄に次に掲げる対応方法に応じ、それぞれに定める記号を記入し、必要に応じて備考を記入のうえで提出すること。

ア.標準仕様で対応可能 ○

イ.対応不可 ×

- ⑥ 見積書（様式は任意だが、積算内訳にて各年で必要な経費が分かるようにしておくこと）

(2) 留意事項

- ① 記載した AI-OCR 導入実績調書（様式3）について、契約書の写し（業務名と契約相手方が分かる部分）を提出すること（新しいものから最大5件）。なお、業務実績が下請けだった場合は、地方公共団体での実績であることが分かる書類を添付すること。

9 参加者の失格

次の事項の一に該当した場合には、参加者を失格とする。

- (1) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 談合等の不正行為があった場合

10 留意事項

- (1) 本提案に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 参加者は、実施要領等の内容や決定事項について、不明確、錯誤等による異議申立てを行うことはできない。
- (3) 審査に対して異議申立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問合せにも応じないこととする。
- (4) 提案に当たり、書類等の内容やシステムの著作権、特許権等、法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとする。
- (5) 提出された書類（提案書及び見積書等）は、返却しない。また、情報公開

請求の対象としない。

(6) 参加者が1者だったことを理由とした再プロポーザルは実施しない。

11 事務局

菊陽町 総務部 総務課 行革・デジタル推進室

〒869-1192 熊本県菊池郡菊陽町大字久保田 2800 番地

電話 096-232-4925

電子メール [densan\(at_mark\)town.kikuyo.lg.jp](mailto:densan(at_mark)town.kikuyo.lg.jp)

※迷惑メール防止対策です。(at_mark)を@に置き換えてください。

別表 採点基準

項目		評価の視点（チェックポイント）	配点
1. 安全性（5点）		・ オンプレミスまたはLGWAN-ASPで提供されていること。また、画像データそのものを学習させない設定等のセキュリティ対策が講じられているか。	5
2. 実績（5点）		・ 地方公共団体での十分な導入実績はあるか。	5
3. 実施体制(5点)		・ 稼働に向けた職員研修、稼働後のサポート体制は十分か。	5
4. 対応要件（15点）		・ 対応要件一覧表の必須項目以外の対応可否	15
5. 価格（10点）		・ 初期導入費及び3年間の運用経費（最低見積価格（税抜）／見積価格（税抜））×価格点(10)（小数点第2位以下四捨五入）	10
6. 機能性 (50点)	読取精度	・ 手書き、クセ字、訂正印ありなどの読取精度は高いか。	15
		・ 様々なパターンの帳票の読取に対応できるか。	
		・ チェックボックス、丸囲み、訂正線などの認識精度は十分か。	
	操作性	・ 専門知識がない職員でも、直感的に読取箇所の設定（定義）ができるか。	15
		・ エラー箇所の確認・修正作業において、画像とテキストの視線移動が少なく、作業しやすいか。	
		・ 大量データを一括で確認・修正・出力できる機能を有しているか。	
	展開性	・ 帳票の種類・枚数、利用者の増加といった利用を拡大するに当たって、制限・課題となるものはないか。	10
		・ 2台以上のクライアント端末でOCR処理後の読み取り結果を共有し、同時に確認及び修正作業を行なうことができるか。	
	連携・出力	・ 他のツールや機器との連携ができるか。	10
		・ CSV出力時に、基幹システムに合わせたフォーマット変換（列の結合、分割、置換など）ができるか。	
7. 独自提案・独自性 (10点)		・ 提案事業者が独自に追加で提案する内容等が本町にとって有益と認められるか。	10